

# 武蔵国佐々目郷における 鶴岡八幡宮寺の直務支配の解体過程について

松 島 周 一

## はじめに

武蔵国足立郡佐々目郷は、現在の埼玉県さいたま市周辺に広がる鶴岡八幡宮寺（以下、鶴岡社とする<sup>①</sup>）領であった。この郷に関しては、『鶴岡事書日記』（以下、『事書』とする）、『当社記録（香蔵院珎祐記録）』（以下、『記録』とする）などの史料<sup>②</sup>に恵まれ、その支配・被支配諸階層の動向をかなりの程度は詳細に追究できることもあって、これまでにさまざまな研究が積み重ねられてきた<sup>③</sup>。特に南北朝から中世後期へと展開する民衆闘争史についての恰好の素材として、この地に生じた出来事が注目され、評価されてきたといえよう。

ただ、筆者の関心に引き付けて見ると、これらの史料から佐々目郷について考究することができるとは、なお残されている

ように思われる。それはたとえば、支配する側の内部で展開された諸動向の問題である。その視点からまず想起されるのは、峰岸純夫氏が十四～五世紀の東国における農民闘争に、支配層側がどう対していたのかを検討し、鶴岡社領などの事例から、各領主独自の検断権行使―領主間協力―守護の武力介入に至る諸段階があったことを示された<sup>④</sup>ことである。一方、そうした支配層側の対応が、実際の現場で具体的にどのような作動し得たのか、という問題については、山田邦明氏が応永初期や長祿・寛正期の鶴岡社において、所領の管理に携わった代官たちの動きに着目し、その実態解明を通して鶴岡社による支配の様相を捉えようとされた<sup>⑤</sup>ことが重要であろう。これらの研究によって、佐々目郷などを支配する鶴岡社の、室町時代前中期頃という時期における内外の状況はかなり明らかになってきたと思わ

れる。筆者もまた、先行研究によって教えられたことは多く、そこで示されてきた議論に特に異論があるわけでもない。ただ、佐々目郷の百姓によるさまざまな抵抗が生起する中で、鶴岡社の供僧らとその関係者、さらに現地周辺の武士勢力などがどのような対応を模索し、それらがどのような結果を招来していったのか、筆者なりの視点でいくつかの論点を加えることはできないように思う。そうした作業を積み重ねることで、この郷に展開した事態をより明確且つ豊かな歴史像として描くことができると考えている。その中では特に、領主である鶴岡社側の対応が持った意味や限界も見えてくるであろう。それらのさまざまな出来事が積み重なる中で、鶴岡社領としての佐々目郷は次第にその実質を失っていったと思われる。

なお、小稿では領主としての鶴岡社が、代官を補任したり、鎌倉から使者を送るなどして、直接に現地的情勢を把握し、支配維持のための方策を立て、それを指示して実行させるなど、自らの意思と実力によって現地を統御する（少なくとも統御しようとし、それが実現する可能性も残る）ような状態を、直務支配という言葉で捉えている。その解体とは、鶴岡社の意思と実力による所領支配が行き詰まり、他勢力の助力を仰いだり、それらに現地の掌握を委ねたりして、自らは現地から乖離した領主とならざるを得ないような事態を想定している。それがどのように段階を追って進化したのかを、「事書」や「記録」のの記事を紡ぎながら辿ってみることが、小稿の目的となる。

## 一、応永五年における「府中使」の入部

十四世紀末、応永年間にはいつてからの佐々目郷で、百姓側が年貢減免を求め、鶴岡社への抵抗を繰り返していたことについては、既に峰岸純夫氏、田代脩氏の詳細な研究をはじめとして、多くの論及がなされてきた<sup>6)</sup>。そうした事態に直面して対策が後手後手にまわり、もはや自らの実力だけでは有効な対策を打ち出せない状態に立ち至った鶴岡社の供僧たちは、応永五年（一三九八）、武蔵守護に対して武力による佐々目郷内への入部を要請し、郷内の抵抗の中心となっていた張本百姓たちの捕縛を求めた。百姓側の抵抗を武力で抑え込み、ひいては年貢対捍などの状況を一気に打開しようとしたものであろう。「府中使」すなわち守護使の入部がこの時実際に行なわれたのかどうかについては、峰岸氏と田代氏の間で論争がなされた<sup>7)</sup>が、その結果、峰岸氏が主張されたように、「府中使」≡守護使の入部が実現していたであろうことは、ほぼ明らかになったと思われる<sup>8)</sup>。

こうした研究史を踏まえながら、さらに当時の佐々目郷にあらわれてきた鶴岡社や守護など支配層側の対応について展望しようとするならば、次の課題は、守護使の入部の内容がどのようなものであり、それが鶴岡社の支配にどのようなサポートの効果をもたらしたのかを具体的に捉えていくことであらう。換言すれば、この時期の守護使入部の実態を把握しながら、そ

れを鶴岡社領である佐々目郷の歴史の中に位置づけ、意義を明らかにする作業が求められるということである。

そうした視角に立つと、筆者には従来の研究が、多くの貴重な成果をもたらしながらも、やや結論を求めることに急であつたように思われる。残された史料を、事態の展開に即して十分に整理し切らぬままに議論が組み立てられていた一面があつたのではないかとの印象を、筆者は手前勝手に抱いている。そのため、まずここでは、応永五年の守護使入部に関わる史料を検討し、この事件のより精確な概要をつかむことを第一の課題としたい。

ただ、話の順番として、まず佐々目郷において百姓たちが年貢減免を要求し、鶴岡社に抵抗していた様相を、応永二年（一二九五）に遡って見ていくこととする。この年、佐々目郷では鶴岡社の領主支配にとつて容易ならざる事態が進行していたことを、『事書』の記述から読み取ることができる。以下、本章における引用史料は、特に断らない限り、『事書』からである。なお、周知のように『事書』は鶴岡社の外方供僧たちによる衆会の記録であつた。鶴岡二十五坊の供僧はもともすべて鎌倉殿による任命であつたが、のち次第に社務もしくは別当と呼ばれる鶴岡社のトップによつて任命される内方供僧が増加した。外方供僧とは、別当ではなく、鎌倉殿や鎌倉公方によつて任命された、本来の格式とそれゆえのプライドを残した者たちである。『事書』が書かれた段階では、外方九坊、内方十六

坊という構成であつた（『事書』応永六年十一月など）。その外方供僧が鶴岡社の経営や所領支配などに関わる方針を決めていく会議であつた衆会の内容を、『事書』は一月ごとにまとめる形で記載している。そのため、以下の史料の引用も年と月を示す形で行なっていく。

史料①（応永二年七月）

佐々目郷当年（応永二宛）所務、内々百姓等有強訴全（企）云々、就之為内談、御内外方於上宮壇所会合、……先張本百姓等被召之、応召而参上者、張本之百姓等入置于杜家之籠、若無参上者、衆中下向之時、仰于府中召誠之、年貢請負之、或皆済之時、可被免出籠舎也、……仍政所方書下如左、

〔一〕内は割書。（一）内は筆者注。以下同〕  
これ以前から佐々目郷の百姓たちによる年貢減免の要求と、年貢皆済を求める鶴岡社との対立は厳しいものであつたが、この年、百姓たちが強訴を企てているとして、鶴岡社側は張本百姓の鎌倉召喚と拘禁を決定する。もし出頭しない者がいた場合には、「仰于府中召誠之」というように、守護の武力を發動してもらい捕縛しようとの姿勢であつた。史料①はそのために外方・内方合同で開かれた衆会について述べている部分である。この時、鶴岡社として佐々目郷の現地に四人の供僧（衆中）を下向させることを決め、またそのあと張本百姓十五人のリストを佐々目郷の政所（鶴岡社が現地の支配のために任命した者で

あり、いわば代官といっている存在である)に送付している。しかし、外方ではどの供僧が下向するか押し付け合い、八月まで揉めつづけるという為体であった(『事書』応永二年八月)。しかも実際の下向は、さらに十月までずれ込んでいる(『事書』応永三年十二月)。このような状況下で、果たして鶴岡社の方針が実現し、年貢が佐々目郷から納入されていたのかは、『事書』に記載が残っておらず不詳である。

こうした佐々目郷での年貢減免要求が鶴岡社に重くのしかかってくる展開は、三年後の応永五年、さらに厳しい形で再現される。

史料②(応永五年七月)

a 就当年所務、可被尋聞食子細候、当郷百姓等十人(交名在別紙)今月十八日已前、可被進召之状如件、

応永五年七月四日 法印(尚賢)

佐々目政所殿

b 佐々目百姓等可被進召交名事、

……

已上十人

応永五年七月四日 執行在裏判(尚賢)

c 当郷代官以器用仁可被差置之旨、去月被成書下之処、被無音之条無謂次第也、今月十八日已前可被申子細之状如件、

応永五年七月四日 法印

佐々目政所殿

【a、bなどの記号は筆者注。以下同】

この引用は三つの部分に分かれる。aは鶴岡社の執行すなわち事務総長的な立場にある供僧尚賢から佐々目郷に送られた命令であり、年貢徴収に関わって十人の百姓を鎌倉へ出頭させるよう述べている。bはその百姓たちのリストであり、ここでは引用を省いたが、このうち八人は史料①の十五人に含まれていた者と重なると考えられる。cは鶴岡社が佐々目郷に置いた代官として本来は在郷することが求められる政所が、郷を離れていることへの非難と、代替措置としての代官(鶴岡社の「代官」的存在である政所の、さらに代官である)在郷を求めているものである。当時の政所が佐々目郷を離れていたことは、「佐々目政所代、自去年不在郷事」(応永五年五月)とか「就郷内盜賊等事、朝夕地下定怖畏候歟、百姓等任雅意候、併是政所依無在郷候也」(応永五年六月)などの『事書』の記事から確認することができる。そのことが現地の状況を悪化させ、百姓たちの動きを押さえ込めない原因になっていると、鶴岡社側は判断していたことが窺えよう。そうした状況の中で再び強硬手段に打って出ようとした鶴岡社であるが、それは必ずしも功を奏さなかったらしい。

史料③(応永五年八月)

a 当郷百姓等、先日被召上之処、十人内五人者不企參上之条、招罪科者也、所詮所残五人并其外百姓等、任注文来廿七日以前可被召進之、更不可有緩怠之儀之状如件、

応永五年八月十九日 法印(倫瑜)  
佐々目郷政所敷

b 佐々目郷百姓等可被召進交名事

以上十人

応永五年八月十九日 法印在判

c 佐々目使者宮下部 各出如已前、

七月の鎌倉召喚について、百姓十人のうち五人が従わなかったとして、鶴岡社(執行は尚賢から倫瑜に交替していた)はさらに五人を加え、再度の召喚を命じている。新たに加えられた五人のうち三人は、やはり史料①のリストに名前があつたと思われる者たちである。郷内の有力百姓が一貫して年貢減免要求を指導していた様相が垣間見える。彼らは領主である鶴岡社の圧力にも抵抗の姿勢を変えなかつた。それはこのあとにもつづいていく現象であり、鶴岡社側は次第に施す術を失っていくのである。

史料④(応永五年九月)

a 佐々目郷百姓交名

以上十人

応永五年九月十日

法印(倫瑜)

府中注進百姓等交名

b 依当年所務事、為衆中使節被下於人候、定而細々御要可在候歟、閣諸事在郷候、注進等不可有等閑候也、

応永五年九月十四日

法印

c 一、府(衆の誤り)中使節糧物二百文定使節肥房祐玄

廿五人并学頭 各六文

協堂十人 各四文

応永五(戊寅)、九、十五

八月の出頭命令に従わない百姓たちに対して、鶴岡社が九月にも繰り返し命令を出している。史料③と較べてこちらのリストでは一人が入れ替わっているだけであり、ほとんどの者たちは領主側の命令に従おうとはしなかつたのである。bでは年貢徴収のために供僧たちの派遣した使者が鎌倉から佐々目郷に乗り込むことが書かれており、政所には在郷して協力するよう指示も出されている。本来は鶴岡社の代官として佐々目郷に身を置くことが当然であるはずの政所にわざわざ在郷を求めるといふのはやや奇異に見えるが、当時、この政所は佐々目の現地から離れていたことは史料②のところで見たとおりである。これでは百姓たちが鶴岡社の指示に従おうとしないのも、自然な展開であつたといえようか。なお、cの「府中使節」は「衆中使節」の誤記であることを田代氏が指摘され<sup>(9)</sup>、峰岸氏もこの部分については誤記であることを承認された<sup>(10)</sup>。筆者も、ここだけは

誤記と見るしかないと思う。肥後房（平川）祐玄は鶴岡社に仕え供僧たちの指示に従って所領支配のために活動していた者であり<sup>11)</sup>、またやはり鶴岡社領である上総国殖生郡一野村靈山寺供僧職に補任される（『事書』応永五年十一月）など、「衆中使節」となるのに相応しい人物であった。

そしていよいよ武蔵守護の影が『事書』の中にあられてくる。

史料⑤（応永五年十月）

a 去月廿九日注進、披見候了、

抑十人百姓等間事、奉書到来候者、早々府中へ可被具参之処、無其儀候条不可然、所詮十五日已前可召出之、若延引候者、府中使可入部候、其時分可為郷内之煩候、三（忿<sup>カ</sup>）々可被具取、猶以緩急之儀候者、可有殊沙汰之状如件、

応永五年十月八日

佐々目郷政所殿

……

b 当郷所務事、於御佃者可致半分沙汰、又所相残半分同四分可被（一可<sup>カ</sup>）致弁之由、百姓等致訴訟之間、当年斗以寛宥之儀所有御免也、至所当者、任多年式、以検見可定之、次於十人百姓等者、不応召候間、罪科至極也、仍任奉書之旨、府中へ可被召進之状如件、

応永五年十月十三日

法印

佐々目政所殿

……

c 当年納法事、可為三升五合法之旨、堅百姓等可被申含也、次去月府中使者当郷入部粮物事、三十疋事、可為郷役之状如件、

応永五年十月十五日

法印

佐々目郷政所殿

直接に「府中使」の入部に関わる内容であり、この問題を考えるための核心的な史料である。室町時代の武蔵守護は関東管領の兼任であり、当時は犬懸上杉家の朝宗がその職にあった。従つて武蔵では、守護自身は基本的に鎌倉に身を置くことになり、国務は主に守護代が担当していたと考えられる。朝宗の時には犬懸家の被官である千坂越前守が守護代であった<sup>12)</sup>。a や b にみえる「奉書」とは、管領兼武蔵守護である朝宗の奉行人が、朝宗の意を奉じて守護代千坂越前守に送った管領奉行人奉書を指す。峰岸氏の所論においても、この奉書の存在が、守護使入部があったことを論証する重要な柱となっている<sup>13)</sup>。ここでは、鎌倉で鶴岡社の訴えをうけた管領兼武蔵守護の朝宗から指示が出され、それをうけて武蔵守護代が動き、守護使入部が行なわれたという構図が示されているのである。

ただ、このように整理した上で史料⑤を見ていくと、その経緯には奇妙な点があると気付かされる。c の十月十五日付の書下には、明確に「去月府中使者当郷入部粮物事、三十疋事、可為郷役」と述べられている。これも峰岸氏の指摘された<sup>14)</sup>ように、

「入部」の語が用いられていること、「粮物」が「郷役」とされていることは、この「府中使者」が武蔵守護のもとから派遣されていたことを物語るであろう<sup>18)</sup>。そうであれば、この記述からみて、守護使の佐々目郷入部は、「去月」すなわち九月のうちにこなわれていたことをまず確認しなければならない。

ここで筆者が困惑せざるを得ないのは、史料④の引用部分も含めて、「事書」応永五年九月の佐々目郷関連記事には守護使の入部が実行されていたことを示すような記述は全く見出すことができないからである。それは史料⑤のcを除けば、十月の記事でも同様である。勿論、「事書」の記事は年や月によって精粗があり、残存状況も異なる。しかし、もし守護が鶴岡社の要請をうけて佐々目郷に武力を投入し、数年越しの問題であった百姓たちの年貢減免要求を抑え込むような措置をとっていたのであれば、それは供僧たちにとっては非常に朗報となった筈であり、何らの記述も残さないとするのはやや考えがたいことのように思われる。

さらに、守護使の入部が九月に行なわれていたとの事実を前提にすると、次の点も気に掛かる。史料⑤のaは、九月二十九日付で書かれた(すなわち九月末までの佐々目郷現地の状況を踏まえた)佐々目郷政所の報告をうけて、十月八日付で鶴岡社側が作成した書下である。そこには「抑十人百姓等間事、奉書到来候者、早々府中へ可被具参之處、無其儀候条不可然」と明記されており、管領奉行人奉書が発給され武蔵守護代に伝達さ

れたにもかかわらず、少なくとも九月の段階では佐々目郷で張本百姓十人の捕縛が実行されていなかったことが確認される。史料③、④では鶴岡社が繰り返してその召喚を命じていたにもかかわらず、それは全く実現しておらず、鶴岡社の対応の限界が露呈した形になっていた。そのために守護使の入部が必要とされたのであるし、実際、鶴岡社は史料④aのあとに「府中注進百姓等交名」と記していたのである。逆にいえば、守護使の入部とは、この百姓たちの捕縛のためになされるべきことであった筈であり、相応の武力が郷内に侵入することを前提にせざるを得なくなる。だからこそ、供僧たちもそれが郷民に対する掠奪や殺害など「郷内之煩」となり、政所の権益に対する打撃となるであろうことを想定していたのである。その百姓捕縛が実現していないのであれば、そもそも供僧たちが期待したような守護使の入部と呼ぶべき事象が本当になされていたのか、疑問の余地が残るのではなからうか。

加えて史料⑤aでは、百姓十人の捕縛について今月十五日までに政所の手で実現しない場合にこれから起こり得る可能性として、前記のように郷内の損害が強調されていた。「若延引候者、府中使可入部候、其時分可為郷内之煩候」すなわちその時こそ守護使が郷内に入部するであろうから、もしそうなれば佐々目郷もお前も大変な損失を蒙ることになるのだぞ、との政所に対するなかば恫喝めいた言辞は、あくまで予想として言われていることなのである。換言すれば、ここでは守護使の入部が仮定

の未来形で述べられている。それは、未だ起こっておらず、これから起こる可能性のある事柄として語られていた。

以上のように、『事書』の記事に沿って事態の展開を整理しようとするほどに、史料⑤cから導き出される、既に守護使の入部がなされたという事実確認とはかけ離れた想定が生ずるのである。aの「抑十人百姓等間事、奉書到来候者、早々府中へ可被具参之処、無其儀候条不可然」という文面からは、鶴岡の供僧たちが、九月以前の管領奉行人奉書発給の時点で、早急な守護使の入部とそれによる百姓側の年貢減免要求の抑え込みを期待していたこと、それゆえそれが実現していないことに露骨な不快感を示していたことが窺える。かくて史料⑤全体を通覧すると、守護使の佐々目郷入部は九月の段階でなされていた筈でありながら、一方ではそれがなされた様子はないという、矛盾した経過を見出さざるを得なくなってしまう。管見の限りでは、史料⑤についてこうした問題点を把握した上で整合的に処理しようとする議論は、これまでに行なわれてこなかったと思う。

この問題点を検討するための鍵はcの「去月府中使者当郷入部粮物事、三十疋事」という記述にあると考える。九月になされた筈の守護使の入部にかかった費用は郷役とされるが、その額は三十疋であるという。三十疋は三百文にあたるが、この額で賄える守護使とは一体どの程度の規模であったのかを、まず探ってみることが必要である。その検証抜きでは、守護使入部

の意味を具体的に捉えることは困難であろう。この検証のためには、『事書』の中から、鶴岡の供僧や衆中使節たちが各地に赴く際にどれくらいの費用が掛かっていたかの記事を抜き出してみることが役に立つと思う。筆者が気付いたものを一括して掲げる。

#### 史料⑥

##### I (応永二年五月)

上使 上総

一、綿貫繼玄、佐坪下道用途事〔三百文下行、一人分十二文宛定、五月十六日〕、

##### II (応永二年七月)

当年〔応永二〕就所務、如此以召符佐々目百姓等被召之、使節宮下部粮物百文分、衆中二十五人并脇堂十人各出之、廿五人ハ各参文宛、但上臈二人者各四文也、脇堂十人者各貳文宛也、

##### III (応永二年閏七月)

佐坪郷為当年所務、兩使〔綿貫繼玄・平川祐玄〕被下之、粮物各参百文宛也、……

##### IV (応永二年八月)

一、佐々目下向四人分粮物、各出支配、  
本社廿五人内四人下向衆除之廿二人〔加学頭一口分定〕、  
一口分百五十三文、廿二口合三貫三百六十六文〔此外目錢三十三文〕、



協堂

座不冷（一口分七十八文） 五口分合（三百八十五文、此

外目錢九文）、

大乘経（一口分三十九文） 五口分合百九十五文（此外目

三文）、

都合四貫文

V（応永五年七月）

佐々目使節糧物百文分宛管下部

二十五人各三文、学頭分三文、協堂十人各三文、

七月四日

このほかに、史料④cの部分があるので、あわせて六つの事例が見出せる。なお、数字は計算があわないものもあるが、いずれも史料に記されたままである。

以上の事例について確認していくと、おそらく派遣される者の身分に応じて三つのランクに分けられたことが見てとれる。一番下はⅡ・Vにあらわれる宮下部である。鶴岡社に仕える下級の役職者ともいえるべき彼らの場合、鎌倉から佐々目郷への下向に際して百文が支給されていた。

次は「上使」「両使」などとして派遣される④c・Ⅰ・Ⅲの綿貫上総房継玄や平川肥後房祐玄の場合である。④cで佐々目郷に派遣された時は二百文と、宮下部の倍額になっている。上総国佐坪郷に赴いたⅠ・Ⅲでは三百文が支給された。この三百文は、Ⅰに「下道用途」とあること、またⅢの際に鶴岡社の執

行尚賢から佐坪郷政所に送られた書下に

史料⑦（応永二年閏七月）

一、両使在郷之間、厨雜事、百姓中事者雖同扁候、可致其

沙汰候、於堂（当）社分者、一遍可勤其役候、

一、両使上用途事、一人分老結宛合式貫文、為両村役可致

其沙汰候、

と見えることから、鎌倉から佐坪までの片道分の費用として支給されたものであろう。佐坪に逗留中の上使二人の飲食費用などは現地側で負担せよ、これは鶴岡社領ではどこでも等しく負担しなければならぬものだ、というのが前半の文意であると思われる。さらに後半では「上用途」すなわち両使が鎌倉に戻る時の費用も現地で徴収することが命じられていたが、その額は一人分一貫文というから、供僧たちが出し合った往路分の三倍以上に膨れあがっている。ここには使者として下向したこへの報酬も含まれていたと思われるが、自分たちの懐から出すのではなく現地に負担させる費用の額に関しては、供僧たちが甚だ鷹揚に水増しを認めていたことを押さえておいてもよいであろう。ともあれ、以上から「事書」に見える下向などの費用が、基本的に片道分を示しているらしいことは推定できる。

最後にIVであるが、これは供僧が佐々目郷に下向するに際しての額である。一人分では一貫文になるから、④cで二百文であった平川祐玄のさらに五倍、宮下部に較べると十倍である。もし守護使が佐々目郷に入部する場合、その主体となる者た

ちは、たとえば使節遵行のように守護代の命をうけて現地での活動を行なう武士であったと思われる。また、遠隔地からの派遣よりも、佐々目郷周辺に知行を有しているような武士が動員される可能性が高いであろう。そうした存在をさきほどの三ランクの中で位置づけようとすると、最下層の宮下部や、別格の供僧クラスではなく、平川祐玄や綿貫継玄などに近いものということになるうか。彼らについては山田邦明氏が「鶴岡社は応永をかなりさかのほるころから、近辺の武士を「衆中奉公仁」として抱えており、……彼らは会所の当番や所領への使節などをつとめ、そのかわりに一定の給分を与えられていた」と指摘されている<sup>16)</sup>ことが参考になる。山田氏は「室町期において、鶴岡社の所領の代官には現地の近くに根拠をもつ有力武士が任命されることが最も一般的であった」こと、さらに「応永初年には在地の武士を代官に任命するにあたり、そのかわりに「衆中奉公」を誓約させる」ことも指摘されている<sup>17)</sup>。総体的にみれば、山田氏の研究によつて、鶴岡社が所領の代官や衆中の使節として用いていた者たちは、鎌倉近辺や各地の武士たちであつたことが提示されたといえよう。それは、筆者の関心に引き付けてみれば、平川祐玄や綿貫継玄など『事書』に登場する「衆中奉公仁」が、守護の武力として動員される領国内の武士たちと相似の存在であろうということである。以上から、守護使の内部にかかる費用を考える場合には、鎌倉から武蔵国足立郡佐々目郷への下向には二百文、上総国殖生郡佐坪郷への下向

には三百文を片道分として支給されるクラスの者を規準にすることができると思われる。

このように話を進めてくると、史料⑤cで守護使入部の粮物として郷内に賦課された三十疋(三百文)はあまりに少額であるといわざるを得ない。この金額から推測できる限りでは、応永五年九月になされたという守護使の佐々目郷入部は(実際になされていたとしても)かなり小規模なものにとどまっていたことになる。この点をもう少し具体的に捉えることができないであろうか。

そもそも守護使が活動する場合、一人当たり一日いくらほどを目安として粮物の支給を受けたのか。その推測の材料となるのはやはり綿貫継玄や平川祐玄の事例である。ただ、彼らが佐々目郷へと下向する場合、鎌倉からの片道分として二百文を支給されたといつても、何日かかってそれを消費したのかは『事書』の中に手掛かりを見出せない。そこで佐坪郷の事例に目を向けると、鎌倉と現地との連絡時間について、以下の事例を見出すことができる。

#### 史料⑧

##### I (応永四年六月)

去廿三日注進、同廿九日到来了、……

応永四年六月七日 法印(尚賢)

佐坪政所殿

##### II (応永四年七月)

七月四日注進、同七日到來、披見了、……

応永四年七月八日 法印

佐坪政所殿

Ⅲ (応永七年八月)

今月六日注進、同七日到來令披露候了、……

八月七日 顯寛

岩名手入道殿

I、Ⅱともに鶴岡社から佐坪郷政所への書下に含まれる文言である。Ⅲの充名である岩名手入道光阿もおそらく同様に政所である可能性が高いと思われるが、断定しきれない。しかし、佐坪の地にいる岩名手入道に対してこのように述べていることは間違いない。「佐坪・一野両村斗代事、可為三斗代之由、度々被成書下之処、鎌倉進以式斗九升代分可致沙汰之由、廿五人百姓各連判押書状捧之旨、岩名手入道〔光阿〕注進之、……」(応永七年八月)という『事書』の記述からも、それは顕らかである。ただ、このように並べると、その違いに困惑せざるを得ない。Ⅰは二十三日付の佐坪政所からの注進が二十九日に鎌倉の鶴岡社に着いたということであり、そのまま受け取れば佐坪から鎌倉までの移動に六日程度の時間がかかっていることになる。これはあまりに過大であろう。Ⅱはその半分、三日程度ということであり、Ⅲに至っては僅か一日を経たのみである。おそらくこうした連絡は、作成された日に直ちに発送される場合が多い一方で、いくらかの日を経てから送られることもあった

のではないか<sup>18)</sup>。実際の移動に要した時日は、ⅡやⅢから窺える一両日程度といったところが妥当な数字であるように思われる。鶴岡社からの上使はそうした距離を下向するために一人分三百文を受け取っているのであるから、一日当たりの糧物は百文強から二百文程度という計算になる。

この計算を踏まえて、三十疋正三百文の糧物しか支払われていない応永五年九月の守護使入部を見直すと、たとえそれが近隣の武士たちによる一日だけの入部であったとしても、精々一人か二人くらいが佐々目郷にやって来たに過ぎなかったことになる。それでは鶴岡社が時折派遣している上使たちとほとんど変わらない規模であった。張本百姓だけで十数名であり、鶴岡社だけの対応では対処しきれなくなっていた年貢減免要求の動きを抑え込むための措置としては、甚だ不十分なものである。では、この「府中使者当郷入部」は一体なんのためになされたのであろうか。

注意したいのは、前記のように史料⑤cにおいて九月の守護使入部がなされたという鶴岡社自体が、⑤aでは、これから守護使の入部による張本百姓の捕縛が行なわれると述べていることである。すると鶴岡社にとっては、九月の守護使入部がそもそも問題を解決するための最終的な手段と見なされていなかったことになる。一方、十月に入ると(現実がどうであったかは別として)鶴岡社は間もなく百姓たちを捕縛するための大規模な守護使入部がなされる筈という感覚を持っていたことも、⑤

aからは窺うことができよう。このように話をつなげてみると、九月の「府中使者」とは武威守護代のもとから派遣された現地視察・連絡のための先遣隊と考えることができるのではなからうか。峰岸氏の指摘のように、守護使入部に際しては鎌倉から管領奉行入奉書が出されていた<sup>20)</sup>と思われ、武威守護代にも鶴岡社の持つ情報などは提供されていたことであろうが、実際に武力の投入を求められる現地の守護代の側では、介入の実効性をあげるためにも、自らの損害を出さぬためにも、より詳細で確実な情報を得ようとするのは、むしろ当然であろう。自然地理から百姓の動き、鶴岡社側の協力態勢など、必要な情報はいくらかでもあつた筈である。こう考えれば、鶴岡社が九月の「府中使者」を小規模なものとして当然視することも、またそれ以降になると本格的な守護使の入部が間近いと期待するようになっていたことも、あわせて説明がつくと思われる。おそらく史料⑤からは、九月段階での守護代による少人数の「使者」の佐々目郷派遣と、以後の鶴岡社側の期待と現地督励の様子は分かつて、それ以上の本格的な守護使入部についてはほとんど情報が得られないのではなからうか。

では、このあと、本格的な守護使の佐々目郷入部は実現していたのであろうか。史料⑤aからは、鶴岡社側がその早急な実現を切望していた様子が読みとれる。本来ならば、管領奉行入奉書の発給につづいて（先遣隊の派遣というワンクッションははさむにしても）ただちに守護代の指示をうけた武力が郷内に

入り、十人の張本百姓を捕らえて連行するというのが、彼らの期待する展開であつたと思われる。しかし、少なくとも「事書」には、このあとのそうした展開を示すような記事を見出すことはできない。史料に即して考える限り、佐々目郷への守護使の入部は、先遣隊を派遣したのみで、実質的な展開には至らなかつたと判断することが妥当であろう。その理由は不詳である。守護側は鶴岡社の要請に応えるポーズはとつたものの、積極的に関与するつもりはもともと無かつたのか。あるいは要請に応える意図はあり先遣隊も派遣したものの、そのあとに事情が変わつたのか。後者であれば、政所がしばしば郷内に不在となるような鶴岡社側の態勢の不備などが影響を与えた可能性もある。実際、この直後から鶴岡社は新しい佐々目郷政所の選定を進めていたようであり<sup>21)</sup>、多少の曲折はあつたようであるが、翌年四月には公文（政所・代官）が補任され直している（『事書』応永六年四月）<sup>22)</sup>。また、この応永五年十一月四日に鎌倉公方足利氏満が没していることも、関東管領や守護側の動きを鈍らせる方向に作用したのかもしれない。

従来さまざまな議論が重ねられてきた応永五年の佐々目郷をめぐる、鶴岡社や守護など支配層側の動向について、筆者が言及できるのは以上である。史料⑤cのように特に問題の焦点になる部分については、できる限り具体的な人々の動きを復元するように心掛けたつもりであり、守護使の入部があつたのか無かつたのかというものは異なる形で、一定の事実確認を進め

られたと思う。このように二連の史料を整理し、応永五年の佐々目郷での動きを確認してみると、そこでは峰岸氏が指摘された<sup>(2)</sup>ように、鎌倉府体制のもとで、領主である権門寺社と守護との間に支配体制維持のための協力関係が存在したことは確かであったが、ただ、その関係がどこまで有効に作動し得るのかは、さまざまな条件によって異なっていたといわざるを得ないであろう。少なくとも、応永五年の佐々目郷では、この協力関係が機能不全に陥る事態が生じていたと評価できよう。

このような事態が生じてくると、鶴岡社としても、所領支配の維持のために新たな方策を探らざるを得なくなるのではなからうか。それがやがて、応永七年に至り、南武蔵の有力国人である豊嶋氏<sup>(3)</sup>が佐々目郷公文に補任される(『事書』応永七年八月)という展開を招来したと想定される。それまでと同様な在地武士層の政所補任では郷内の動揺に対処できず、守護の武力による介入も実現しないのであれば、残る方策としてある程度の武力行使も期待できるような地域の大勢力に郷内の統制を委ねる(委ねざるを得ない)という選択肢が浮上してくるのは、むしろ自然な流れであったと思われる。ただ、そのような方策が、従来から指摘されてきたように、「結局在地領主の影響力が強まり、事実上八幡宮の直務支配に終止符がうたれることが予想される」<sup>(4)</sup>方向に佐々目郷を押し流して行ったことも、また確かであろう。残念ながら『事書』の記事はこの応永七年で終わっており、それ以降の佐々目郷でどのような事態が進展し

ていったのかについては、およそ六十年後の史料から改めて検討しなければならぬ。それは次章での作業となる。

## 二、長祿・寛正年間の佐々目郷について

応永期から半世紀以上の間、佐々目郷のことを語る史料は見出すことができない。漸くいくらかの視野が開けてくるのは、十五世紀も半ばを過ぎ、「記録」が残されている長祿・寛正の頃になってからである。なお、「記録」は一名を「香蔵院珍祐記録」ともいうように、外方供僧の一人であった珍祐が主に書き残したとされる史料である。もともと、この時期には既に、外方供僧は珍祐を含めて三坊だけになっていたのであるが、長祿三年(一四五九)から寛正三年(一四六二)にかけて、月ごとに外方供僧の会議で何が話し合われたのかをまとめたこの史料には、佐々目郷をはじめとする各地の鶴岡社領に関して、断片的ながら興味深い記事が散見される。この時期は、京都では応仁・文明の乱が勃発する直前である。東国では一足早く享徳三年(一四五四)末に享徳の乱が起り、古河公方足利成氏と関東管領上杉氏、堀越公方足利政知らが睨み合う動乱の時代へと突入していた。その中で、既に応永期から危機的状況を示していた鶴岡社の佐々目郷支配がどのように展開したのであろうか。

当該期の佐々目郷については、『記録』を駆使した田代脩氏の業績があり<sup>56)</sup>、また丸山雍成氏もその様相に言及された<sup>57)</sup>。さらに、山田邦明氏は鶴岡社と代官との関係を追究する中で、この時期の佐々目郷の問題にも触れられている<sup>58)</sup>。そこに共通する論点は、太田道灌への着目である。扇谷上杉家の家宰でありながらも、当時の南関東を代表する大勢力となりつつあった太田道灌が佐々目郷にも強い影響力を行使しており、鶴岡社も現地の百姓たちもその勢威の前に圧伏されていく流れを、どの研究も明確に捉えていた。支配層側の動向に注目する小稿の関心からは、田代氏が「農民たちの年貢減免要求の背後には、政所と農民との結託があった」らしいこと、「武士の勢力が郷内にも及び、農民たちがその武力の前に抑圧されていた」ことなどを指摘された<sup>59)</sup>点が、特に重要に思われる。さらに山田氏はそれらの現象を「おそらく佐々目郷の代官には太田道灌の部下がなっていたのである<sup>60)</sup>」として統一的に把握する枠組を提示された<sup>61)</sup>。筆者もこれらの先行研究から学ぶ点が多かったし、山田氏の視角は小稿の考察にとって導きの糸となるものである。応永期には既に、豊嶋氏という近隣の地域勢力を政所として迎えないければならない状況に立ち至っていた鶴岡社の佐々目郷支配は、それから六十年あまりを経た頃、さらに巨大な武家勢力によって吞み込まれていたことが読みとれる。この間、鶴岡社の直務支配と呼べるような体制は終焉に向かって押し流されていたと評価することができ、応永と長祿・寛正のふたつの段階

はほぼ一貫したつながりを持つことになる。

こうした研究史に付け加えるべき論点を筆者はほとんど持たないのであるが、ただ『記録』から復元される歴史像の細部については、やや独自の視点から言及できる点もある。たとえば太田道灌の配下として佐々目郷の政所に入っていたのはどのような者であり、その活動にはどのような特色を見出すことができるのか。そこに目を向けることで、ひいては太田道灌の勢力拡大に関わる論点にも触れることができるのではなからうか。以下に述べるのは、そうした視点から筆者なりに描いた、当該期の佐々目郷支配をめぐる関係者の動きである。

まず当時の佐々目郷政所職をめぐる状況を瞥見したい。以下に掲げていく史料は『記録』からの引用であり、年と月でもとの記載部分を示していく。

史料⑨（長祿三年十一月）

a □□自（佐々目<sup>62)</sup>）郷内白鬚神里（田<sup>63)</sup>）事、前々衆中奉公仁之御恩間、平河「<sup>64)</sup>」補任所、政所寛角申、平河方へ不渡、結句太田左衛門（資長、出家して道灌）方ヨリ吹挙取、今月執行方へ遣者也、然間致衆会、不可叶由返事仕者也、重而彼方ヨリ雖申、堅今度委細ヲ可申也、彼二位房者未二職兼帯也、神明子神也、今度彼二位向衆中致緩怠、及異儀騒挙申間、計有衆会御談合、彼二職ヲ召上、衆中奉公仁二可被成御恩者也、

b 彼白鬚神領事者、去六月ヨリ沙汰在之、如前々衆中奉公仁

之可爲御恩、衆会同心処二、至于延引条、偏二二位房依異儀申也、

c 然間、平河左衛門二郎者奉公ヲ引申者也、向後者衆中奉公仁之御恩地、田舎法師被補事不可次第也、……

史料⑩(寛正元年二月)

衆中奉公平川佐(左) 衛門二郎、佐々目郷内白□(鬚) 神田被成御恩処二、二位房、太田彈正(道灌) 方へ申彼吹挙、雖執行方へ遣、衆中承引無之処二、衆中内一兩人無同心由、彼二位房方へ依被仰、弥々彼二位方得力申間、政所未渡者也、然間、雖□(補) 任給、平川御恩無之、……

多少こみいった部分のある記述であり、整理しながら意味を辿ってみたい。まず史料⑨を読む際に注意しなければいけないのは、便宜的にaと区分した部分ではこの記事がまとめられた十一月段階での状況が語られているもの、bでは遡ってそこに至るまでの経緯が示され、cでは再び現在に戻り、さらに將來への意向が述べられるという、時間的にやや錯綜した感のある構成になっている点である。⑨bをみると、次のような経過が分かる。佐々目郷の白鬚神田を誰に与えるか供僧たちが相談して、長祿三年六月に「衆中奉公仁」である平川左衛門二郎を候補とすることに決していたところ、それが実現できないままに時間が経ってしまった。それは二位房という者が抵抗していたためであった。ここで⑨aに移ると、平川の補任に反対していたのは佐々目郷の政所であり、太田道灌の推薦を取り付けて

十一月には鶴岡社にその旨を伝えてきたという。しかし供僧側はその要求を認めず、さらに二位房に対する厳しい対応を打ち出そうとする。二位房の持つ二職を没収し、「衆中奉公仁」に与え直そうとしたのである。この場合、供僧たちは二位房から二職を召し上げようとしているのであるから、「彼二位房者未二職兼帯也」は「未」を再読せず「いまだ」のままである」と解して、「まだ現在も二職を保有したままである」と読解する必要があろう<sup>90</sup>。ただ、⑨aを読めば分かる通り、ここには二位房の職は「神明子神」(おそらく郷内の神明社の分田であろうか)しか書かれていない。もうひとつは何か。ここで注意したいのは「政所菟角申……今月執行方へ遣者也」の部分に目的語が無いことである。この文章を素直に読めば、太田道灌から白鬚神田への補任について吹挙を得ていたのは、主語である政所自身と受け取るしかないであろう。一方、⑨を通読して分かるように、供僧側が白鬚神田に関わって問題視していたのは二位房の行動であった。そうであれば、この記事の中で、政所と二位房は同じ事柄についての非難の対象とされていることになる。すなわち当時の佐々目郷政所は二位房が補任されていたのであり、それと「神明子神」をあわせて「二職兼帯」とされたのではないか。この推測は、⑩に「二位房、太田彈正方へ申彼吹挙、雖執行方へ遣」とあることでより補強される。⑨aで「政所菟角申……結句太田左衛門方ヨリ吹挙取、今月執行方へ遣者也」と記されることと重ねれば、白鬚神田への補任で太田方の

吹挙をとりつけ、鶴岡社執行に通告してきた者を、『記録』は時に政所と載せ、時に二位房と表記していたことが明白になる。この両者は一致する存在と捉えなければならぬ。従来の研究においては、二位房への注目はあるけれども、この人物と政所職を一体化させて捉える視点は示されてこなかったと思うが、このように考えると、⑨aで政所の行為について述べていた文章が、「かの二位房めは……」とここではじめて出てくる筈の名前を、既出のように扱っていることも納得がいく。

では、そうした政所である二位房への反撃として供僧たちが意図した二職の没収、すなわち政所からの解任と「神明子神」への補任の取り消しは成功したのであろうか。⑩に明らかかなように、それは惨憺たる失敗に終わった。長祿三年十一月の時点で二位房の解任を決めながらも、翌寛正元年（一四六〇）二月になって猶それを実現できず、却って供僧の一部からは（政所職の安堵は勿論であろうが）白鬚神田への補任についてさえ承認しようとする動きがあらわれていた。二位房は確かに鶴岡の供僧たちからみれば⑨cのように「田舎法師」であったかもしれないが、太田道灌の下に属して佐々目郷の政所となるような実力を持っていたことも事実なのであり、それゆえ太田―二位房ラインへの妥協を模索しようとする現実的な対応も一方で生じていたのであろう。供僧側の足並みの乱れを見透かした二位房は、解任される筈であった政所職を鶴岡社に返上しようとはせず（「政所未渡者也」<sup>⑪</sup>）、居座ったままであり、鶴岡社にとつ

ての悪循環が深まっていくのである。これ以後、鶴岡社が二位房を佐々目郷政所から解任したことを示すような記述は、『記録』に見出すことができない。

このように、太田道灌という武家勢力が、領主である鶴岡社の掣肘を払いのけて佐々目郷を実質支配しつつあったことが、現地でのような状況を生み出していたのかについては、先行研究によって重ねて言及されてきたし、筆者もそれらの成果に学びたい。前記の田代氏の視角<sup>⑫</sup>に従ってまとめれば、第一に鶴岡社の求める年貢納入に対しては政所と百姓が結託して抵抗したことが見出せるのであり、第二に、しかし太田方の要求に対しては鶴岡社も百姓も抵抗できずに押し切られていたことが指摘できるのである。以下、既に指摘されている事例であるが、簡単な確認を行なっておきたい。

第一の点に関しては、たとえば長祿三年の佐々目郷は満作であったとして鶴岡社は年貢の皆済を求めたが、政所は三分の二だけの納入にとどめようとし、鶴岡社がやむなくそれに供僧一人当たり一貫文の上乗せで妥協しようとする、さらに水害があったと主張するなど、なかなか年貢を納入しようとしなかった（寛正元年二月）。また、寛正二年（一四六一）には政所が早魃被害を主張し、鶴岡社が督促の書状や使者を下しても年貢納入には応じなかった。その過程では「政所・百姓同心」などと現地の状況を非難する表現が『記録』にあらわれ、鶴岡社側の焦慮が窺える（寛正二年八月・九月）。鶴岡社は半分の年貢



を納入するよう求めていた（寛正二年十月）が、政所と百姓の抵抗を崩せないとさらに妥協して三分の一に減らし、それも受け入れられないと四分の一にまで減額して、政所に納入を指示したのである（寛正二年十一月）。このように百姓とともに年貢減免を強く求める政所すなわち二位房の姿勢に対しては、外方供僧が「政所方へ書下成事不可然由」を主張する（寛正二年九月）など、鶴岡社内にも強い不信感を示す者たちがいた。

ところが第二の点に注目すると、佐々目郷の様相は全く異なるものになる。寛正元年、太田方からの命令による反銭が佐々目郷に賦課された。珎祐たち外方供僧は反対であったようで、供僧が「一味同心」して太田に対抗すべきであると主張していたらしいが、社内の大勢とはならなかった。鶴岡社では執行が太田道灌の要請をうけて、政所に賦課を指示したのである。結局は外方も屈服し、「衆儀同心領掌被申上者、是非ヲ不可申」との姿勢を示すことになり、鶴岡社から佐々目郷に使者を派遣して政所に副え、反銭賦課が実施されたのである（寛正元年閏九月）。これに対しては百姓たちが抵抗し、年内に七十貫文を納入するから、三十貫文は年明けまで待つて欲しいと返答したらしい。しかし、鶴岡社は「衆中領掌申上者、早々二十貫文可致進納」と百姓に対しては強硬姿勢を示し（同前）、その結果、「佐々目郷反銭、今月八日、百十貫文進納者也」という結果になった。太田道灌の実力を背景に政所が動けば、百姓側の抵抗も成果を生まないのである。ただ、この展開は一方で「依彼是当年

供僧中所務可為延引哉」との結果ももたらしていた（寛正元年十月）。限られた郷内の収益から太田の取り分が確保されることは、それだけ鶴岡社側の取り分へのしわ寄せが生じることの半面でもあったのである。

以上のような展開の中で政所（二位房）が果たしていた役割を考えると、鶴岡社に対しては年貢納入をできるだけ少なく抑え、その点で百姓との「同心」が可能であった反面、太田方からの要求については、それを貫徹するために百姓の抵抗を蹴散らし、またその結果として鶴岡社への年貢が減少することも辞さなかったといえよう。郷内からの収入を、まず鶴岡社から引き離し、次いで百姓からも取りあげ、それらが太田方に振り向けられる流れを、政所が現地で作りあげていたというのが、この段階での佐々目郷の様相なのであった。こうした政所の役割を整合的に捉えるためには、山田氏が指摘された<sup>33</sup>ように、当時は太田道灌の配下が政所に任せられていた（すなわち二位房が太田道灌の配下に属する者であった）と理解するのが妥当であろう。寛正二年の春、太田方より鶴岡社に対して、佐々目郷からの夫馬の借用すなわち徴発が要求された時、「百姓等難儀之由申、然者年貢等可有無沙汰候也」として反対しようとする執行に対し、珎祐が、太田方に「所領ヲ預申」している以上は仕方がないと述べている（寛正二年三月）ことも、二位房の政所在任という文脈の上で理解すべきであると思われる。

ただ、当該期の佐々目郷を太田道灌が実質的に自らの勢力下

に組み込んで、そこから優先的に利益を得ている状況があることを確認する一方で、筆者が注意しておきたいと思うのは次の点である。太田方がこの地を実質支配する上では、その軍事的実力が最大の武器となっていたことは確かであろう。一方で、その支配を実際に進めていく過程では、配下の二位房を政所として送り込み、反銭の事例にみられるように現地への徴発はその手を通して行なう階梯を設けていた。また、反銭も夫馬の場合も、実態は有無をいわせぬ命令であるとしても、あくまで鶴岡社に要請し、そこから現地の政所に指示を出させるという手続は一貫して変わらなかったと思われる。さらに小稿でみてきたように二位房が佐々目郷の政所となっていたとすれば、彼は郷内で「神明子神」や「白鬚神田」などの鶴岡社が補任する職を積極的に集積しようとしていたことが窺える。太田の実力を背景にしつつも、郷内をより強固に抑えていくためには、こうした営為も必要であったであろうか。これらの現象を総体としてみれば、太田道灌―二位房のラインは佐々目郷に対して実力による支配を進める一方で、形としては鶴岡社の領主としての伝統的な権限を尊重する枠組を崩そうとしなかったということになろう。そこにどのような意味を見出すことができるのであろうか。

おそらく当時の南関東においては、太田氏が比較的強大ではあっても、唯一の広域的な武家勢力ではなかったことが、こうした現象の背景に存したのではなかったか。主家である扇谷上

杉家や山内上杉家もまだ一定の実力を保持していたことは勿論であるが、太田氏にとつてもっとも意識しなければならぬ相手は、山内上杉家の家宰である長尾氏であったと思われる<sup>(34)</sup>。当時の長尾氏では大黒柱であった景仲（昌賢）が、既に晩年ではあったがまだ健在である（寛正四年八月に死去）。景仲は太田道灌の父である資清（道真）とともに、関東管領上杉氏を支える中核的な存在として、鎌倉公方であった足利成氏と厳しく対立し、宝徳二年（一四五〇）には江ノ島合戦を起こしている。さらに享徳三年（一四五四）末に管領上杉憲忠が成氏に殺害されると、上杉陣営の中心となって成氏方との戦いをつづけた。景仲は上野の白井長尾氏を継いでおり、拠点も上野に置かれていたと思われるが、新たに迎えられた新関東管領兼武蔵守護の上杉房顕の下で、武蔵の国務にも関わっていたと思われる。たとえば寛正二年四月に、上杉房顕の奉行人（二名のうち「右衛門尉」とあるのは、景仲の嫡子景信と推測される）が長尾尾張守（景棟<sup>35</sup>）に充てて、「鶴岡 八幡宮領武州所々事」につき、押領人の違乱を退け、雑掌に渡し付けるよう命じている<sup>(36)</sup>。当時、長尾尾張守が武蔵守護代であったことが分かる。この件については『記録』に次のようにみえることが参考になろう。

#### 史料①

a（寛正二年六月）

今月十三日、関戸六ヶ村、今度長尾正賢（昌賢）以儀、自家、惣社領社家之以代官被致入部処二、社家御使者延引

間トテ、供僧中以代官被致入部間、甚深之衆会内談処ニ、  
一切当会所へ被申事無之、……

b (寛正二年七月)

関戸六ヶ村、去月守護役并供僧中役〔肥田主計助〕相共ニ  
請取之、……

c (同前)

就今度之一乱、社領騒入部数年也、仍当年社家以御吹拳御  
申間、既官〔管〕領之以御教書、武州吉富郷六ヶ村供僧領  
間、可請取衆会内談、……

武蔵国関戸（吉富）郷は現在の東京都日野・府中・多摩市な  
どの地域に広がる鶴岡社領である<sup>96</sup>。aではその地だけが具体  
的な例として挙げられているが、当時、鶴岡社はこの一ヶ所にと  
どまらず、長尾景仲のバックアップをうけて「惣社領」へ社家  
（別当）からの代官を送り込み、その回復を図ろうとしていた  
ことが読みとれる。そのうちでまず、関戸郷についての対応が  
進められ、供僧側からの使者としては肥田が派遣されていたこ  
とがcから読みとれる。これらの記事は「鶴岡 八幡宮領武州  
所々」についての関東管領奉行入奉書が前記のように武蔵守護  
代に出されていることと符合する。少なくとも武蔵国内につい  
ては、景仲が自らの威令の下にある長尾一族に指示し、鶴岡社  
の「惣社領」保護に乗り出していたのであろう。なお、こうし  
た社領の回復は、一片の命令だけで実現できるものではなく、  
何らかの具体的な実力行使を伴う必要がある。そこには長尾氏

からの援助があったと考えてよい。cで吉富郷は供僧領である  
から「請取」べきである、と述べているのも、この郷の回復（年  
貢の徴収）が他者すなわち長尾氏からの援助によってなされ、  
鶴岡社はその成果を受け取る側にいたことを示している。実際、  
bでは鶴岡社が関戸郷からの収入確保とともに「守護役」を支  
払い、長尾氏の援助に酬いている。「記録」が、この時に供僧  
たちが派遣した代官（この場合は使者を指している言葉であろ  
う）である肥田の行動についてわざわざ「入部」の語を用いて  
いるのも、それが現地で守護使（長尾氏の派遣した武力担当者）  
と一体になって行なうものであったためであろう。こうした展  
開からは、太田氏が勢力を拡大しつつあった武蔵などでも、長  
尾氏が関東管領の奉行人や守護代などの地位を梃子に、実力に  
よる現地への介入を行なっていたこと、その際に、鶴岡社など  
従来からの権益を持つ領主側と協調する形でその活動を進めて  
いたことが窺える。

こうした長尾氏の姿勢に対して、鶴岡社も好意的に応えよう  
としていた。当時の関戸郷では、田口慶秋<sup>97</sup>という者が代官（政  
所）として在郷していたようである。それは

史料⑩（寛正二年九月）

今月二日、吉富郷ヨリ田郷（口）注進在之、……

同四日、彼代官田口方ヨリ注進在之、……

という記述などから推察できる。史料⑩と関連させて捉えれ  
ば、この田口慶秋が長尾氏の配下に組み込まれた者であったと

考えても大過ないであろう。一方、太田道灌はそれ以外の者をこの郷に送り込もうと画策していた。しかし、

史料<sup>13)</sup>

a (寛正二年七月)

太田左衛門大夫(道灌)、関戸代官事申之、即「」以連判、既出補任之上者難領掌申候由申「」其上以前親父備州(太田資清)、彼田口錯乱之刻、被出吹拵了、仍今度写之、副返事遣之、

b (寛正二年九月)

以前太田方ヨリ、吉富郷ノ代官、社務ヘツキ申ノソミ被申時、既ニ社家ヨリ執行ヘ此由被仰時ハ、此方ヘ一切不承候テ、供僧同心不可叶由申候トテ御返事被申間、社家ヨリ太田大輔(夫)方へ、社家ヨリ如此供僧同心申由被仰間、我等ヲ太田方ハミナ〜ヲウラミ候、……

と、この件では鶴岡社によって太田方の意向が一蹴されたのである。aでは既に田口を補任している以上、太田方の新たな代官補任の要求は受け入れられない、そもそもこの田口はかつて問題を起こした経歴があるが、その時に鶴岡社に対して田口を擁護したのは、道灌の父である資清ではなかったか、と過去に遡って太田方を非難している。bでは鶴岡社の内情に触れられている。太田道灌の意向をうけた社家が執行に方策を問うたところ、執行は外方供僧には何も告げずに、供僧全体が太田の要求に反対していると話をまとめ、社家もそれを太田方に回答

したという。珉祐にいわせると、この拒絶回答は執行と内方供僧の勝手な筋書きであったのに、それを知らぬ太田道灌からは外方供僧までが恨みを買ってしまった、ということになる。このように、佐々目郷では太田道灌の要求に屈服しつづけた鶴岡社が、関戸(吉富)郷では一転して強気な構えをみせ、太田方につける隙を与えなかった。関戸の場合には長尾氏が鶴岡社と連携する形になっていたことが、こうした展開の背景になっていたとみてよいであろう。

以上はあくまで一例であるが、そこから推察できるように、太田道灌は武藏など南関東での勢力拡大を進めるに際して、関東管領や武蔵守護などの権威と権限を事実上操ることが可能な長尾氏と競合する側面を有していたのである。長尾方はそうした権威や権限を握る立場にあるためであろうか、鶴岡社のような大寺社に対しては保護の姿勢を示すとともに、その社領の一部には自派の勢力を浸透させることに成功していた。この現実を、道灌も無視することはできなかった筈である。鶴岡社領に実質的な支配の手を伸ばそうとするのであれば、少なくとも形式的には鶴岡社の領主としての地位を尊重し、そこから与えられる諸権限を集積して、実力による支配に正統性の外皮をかぶせることが必要であったのではないか。そうでなければ、長尾方に非難の口実を与えたり、鶴岡社を長尾方に押しやってしまうなどの好ましくない結果を招来する危険性がある。

さらにもう一点、関戸郷の事例による推測を重ねておけば、

田口慶秋の動向からも見えてくる問題があるのではないか。太田氏や長尾氏が武蔵各地の鶴岡社領に支配の手を伸ばすといつても、それは自分たちの身近に仕える者をわざわざ現地支配のために送り込むのではなく、現地周辺の中小規模の武士を取り込み、恩を与える形で鶴岡社に推挙していたと思われる。田口慶秋もそうした武士の一人ではなかったか<sup>38</sup>。そうであるからこそ、この人物は固定的にひとつの勢力だけに属することはしなかった。寛正二年段階での鶴岡社による関戸郷回復と田口補任は、前記のように長尾景伸の影響下でなされたことと思われるが、史料<sup>39</sup>aでみると、それより以前のある段階では、太田方が田口を擁護し、鶴岡社に売り込んでいた様子が窺える。田口慶秋は太田氏と長尾氏の間で、自らに有利な条件をもたらす側に与そうと揺れ動いていたらしい。そうした者を組織できるかどうかで、太田や長尾の勢力も拡大もしくは縮小する一面を帯びていたであろう。このような各地域の武士を取り込むための手段としては、鶴岡社のような上級領主からの職の補任を取り付け、その所領支配への関与を正統化してやることも、太田道灌や長尾景伸などの上位の武家勢力にとっては有効なものであったと思われる。だからこそ太田道灌も、長尾方に走ったのであろう田口に替えて、自派の武士を新たな関戸の代官にしよう<sup>40</sup>と、鶴岡社に働きかけていたのである。

以上、佐々目郷から離れて関戸郷についての事例を暫く扱ったため、ここで話の筋を整理し直すと、佐々目郷で太田道灌一

二位房のラインが示していた、実力による強硬な支配と、鶴岡社による職の補任や賦課手続きの尊重という二つの側面を整合的に理解するための手掛かりとして、同時期の関戸郷で起こっていた出来事に着目することができるのではないかと、ということである。そこで得られる視点としては、まず第一に、南関東での勢力拡大にあたって、太田方は長尾方との競争を余儀無くされていたということである。そして第二には、必ずしも安定して組織されていない各地域の武士を、配下に組み込みつづけていく上で、鶴岡社のような上級領主の与える職を獲得できるような運動することも、太田や長尾にとっては意味が存したであろうということである。こうした視点から改めて見直すと、『記録』が語る佐々目郷の様相は、ひとつの地域だけにおける特殊事例ではなく、太田道灌や長尾景伸などの武家勢力が大きな役割を果たしていた当時の南関東で、どのような政治・軍事状況が展開していたのかを窺っていくための窓にもなるものであった。本章での検討は、従来の研究史に学びつつ、そこにわずかも筆者なりの認識を付け加えようとする<sup>41</sup>ことで、当該期の南関東の歴史像を多少なりとも豊かにしていくための視点を模索する試みでもある。

なお、小稿の目的に立ち返って言うならば、こうした情勢の展開に採まれながら、鶴岡社領としての佐々目郷は、応永段階よりも一層、その実体を失いつつあったということができよう。そこでは一見すると、まだ鶴岡社から補任されるさまざまな職

の存在が生きているようでもある。しかし、それらは既に、太田や長尾といった南関東の広域にわたる武家勢力と、その配下に組織されようとする地域武士たちの論理と必要によつて扱われるものになつていたのであり、領主である鶴岡社も現地の百姓たちも、その勢威の前に屈伏されるのが実情となつていた。鶴岡社領佐々目郷における直務支配の解体過程を辿ろうとした小稿の論旨も、ここで一度閉じられてよいであらう。

## おわりに

小稿で述べてきたことを簡単に振り返つておく。

百姓たちの年貢減免要求が激しさをみせ、それに鶴岡社が独力では対応できなくなつていた応永期の佐々目郷においては、張本百姓の捕縛のために武威守護の武力が期待され、その発動のために関東管領奉行奉書が守護代に送られていたように、上級領主と鎌倉府・守護の体制との間に、協力関係が作動する枠組が存在したのであり、小稿でも従来の研究史が明らかにしてきたその存在を確認することになった。ただ、同時にその枠組が実際に作動し得るかどうかは、必ずしも自明ではなく、守護の武力が発動されるまでの流れはつくられても、そこで動きが止まってしまうこともあり得ると、筆者なりに佐々目郷の事例を従来よりも具体的に検証することで、確認したつもりである。応永期の佐々目郷に関連してよく知られている、豊嶋氏と

いう近隣の有力な在地勢力が政所（代官）に補任され現地支配を担ふことになるとの現象は、こうした領主と守護の協力関係が機能しない状況下で起こつてくる、鶴岡社にとっては余儀なくされた選択であつたのではなからうか。

以上が佐々目郷に対する鶴岡社の直務支配の解体が進行する第一段階であつたとするならば、次に現地の様相を辿ることができる長祿・寛正期は、その傾向がより明確になつていた第二段階として位置づけることができるであらう。太田道灌や長尾景仲などの、関東各地に強大な影響力を築きつあつた武家勢力によつて、鶴岡社領のありようも左右される状況が、この時期には各地で見出されるようになっていたし、佐々目郷もその顕著な一例となつていたと思われる。そこではなお鶴岡社の補任する職が、広域的な武家勢力やその配下の武士たちによつて希求される現象が目につくが、それは太田と長尾による勢力拡大の競合の下では、必ずしも明確に系列化されない各地の武士たちを配下に組織するために、上級領主からの補任によつてその現地支配を正統化してやることなどが有効であつたためではないか。その意味では、太田や長尾にとつても鶴岡社のような旧来からの権威を保つ上級領主の存在は、なお尊重すべきものであつたと思われるが、しかし鶴岡社が自らの実力によつて佐々目郷などを直接掌握していくような、直務支配のために必要となる条件は、既に失われていたことが見てとれる。応永期からの流れで考えれば、武家勢力の関与がより顕著になる下で、

鎌倉の八幡宮寺とその直務支配の下に置かれた社領という自律的な鶴岡社の構造は、さらに消滅へと向かっていたと捉えることができよう。それは中世から近世へと畝つていく時代の中に生まれた、ひとつの興味深い縮図であったようにも思われる。

やがて関東の動乱が後北条氏によって一応の統合へと展開していった頃、天文六年（一五三七）から天正十四年（一五八六）にかけて、佐々目郷は後北条氏から鶴岡社に何度も安堵されていたという<sup>(39)</sup>。しかし、それは直務支配の復活というより、かつてそれを解体させた流れを受け継ぎ、より展開させた権力によって、庇護を与えられたということであろう。そして徳川氏が関東を領有したあとの天正十九年ともなれば、新しい時代への移行を象徴するように、佐々目郷は鶴岡社領の中から消え去ったのである<sup>(40)</sup>。<sup>(41)</sup>

### 〔注〕

(1) 以下の叙述でも明らかのように、当時の鶴岡は神仏習合の下、僧とよばれる僧侶たちが中心にいる組織であった。その意味では鶴岡社の名称は必ずしも実態を反映したものとならず、むしろ鶴岡八幡宮寺とするのが最も妥当であると思われる。ただ、この呼び方ではやや煩雑さが残り、また単に八幡宮寺としても、それは鶴岡だけを指す呼称としての明確さが足りないように感じられる。小稿ではあくまで便宜的に、

「供僧中心の「社」ではあるが」という但し書きをつけるくらいの意識で「鶴岡社」という呼び方を用いることにしたい。(2) どちらも『神道大系 神社編二〇 鶴岡』（一九七九年、神道大系編纂会）に翻刻されている。「事書」はほかに、『浦和市史 第二巻 古代中世史料編Ⅰ』（一九七七年、浦和市）や『川口市史 古代・中世資料編』（一九七八年、川口市）において、佐々目郷などに関わる部分がほぼ網羅的に、水戸彰考館本を底本として写真と翻刻が載せられており、史料として活用する上で非常に便である。小稿も佐々目郷に関する史料の確認は、主に『川口市史』に拠っており、その学恩に感謝したい。但し写真で文字を確認しながら小稿に引用しているため、筆者の考えで読みを改めている部分もある。また、掲載部分ごとに『浦和市史』では青木義脩氏・大村進氏による訓読があり、さらに『川口市史』では田代脩氏による訓読と解説が付されている。その意味では両書特に『川口市史』は極めて懇切な史料集となっているのであるが、小稿においてはその部分を参照することはせず、解釈はあくまで筆者の考えによって行なっている。従って、小稿での見解の責任も、すべて筆者に存するものである。なお、佐々目郷関係以外の『事書』と、『記録』の全体については『神道大系』の翻刻を参照した。

(3) 主要な論考を挙げておく（以下、論文・著書題目における副題は省略する）。小稿で扱う時期全体の佐々目郷につい

ては、丸山雍成氏「室町時代における庄園村落と農民の動向」(『戸田市史研究』七、一九八六年)がある。農民闘争に関するものとしては、永原慶二氏「東国における惣領制の解体過程」(『史学雑誌』六一―三、一九五二年。のち同氏「日本封建制成立過程の研究」(一九六一年、岩波書店)に収載)、峰岸純夫氏「東国における国人一揆の基盤」(『歴史学研究』三〇〇、一九六五年。以下、峰岸氏a論文とする)、同氏「村落と土豪」(『講座日本史三』所収、一九七〇年、東京大学出版会。以下、峰岸氏b論文)、佐藤和彦氏「二四―一五世紀東国社会と農民闘争」(『民衆史の課題と方向』所収、一九七八年、三一書房)、田代脩氏「中世東国における農民闘争とその基盤」(『豊田武博士古稀記念日本中世の政治と文化』所収、一九八〇年、吉川弘文館。以下、田代氏a論文とする)、同氏「その後の佐々目郷と矢古宇郷」(『埼玉県史研究』五、一九八〇年。以下、田代氏b論文)などがあり、特に応永年間(農民闘争と守護の介入の問題を扱ったものに、田代氏「府中」か「衆中」か(前掲「神道大系 神社編二〇 鶴岡」月報八、一九七九年。以下、田代氏c論文)、同氏「佐々目郷をめぐる若干の問題」(科学研究費報告書「北日本中世史の総合的研究」所収、一九八八年。以下、田代氏d論文)、峰岸氏「府中使」と「衆中」・「使節」(『埼玉県史だより』史料編五 中世一)、一九八二年。以下、峰岸氏c論文)、同氏「二四―一五世紀東国の寺社領における農民闘争と権力」(中

世・近世の国家と社会)所収、一九八六年、東京大学出版会。のち同氏「中世の東国」(一九八九年、東京大学出版会)に収載。以下、峰岸氏d論文)などを挙げることができる。さらに佐々目郷など鶴岡社領と関東の武士たちの関係について検討する山田邦明氏「室町期における鶴岡社の所領支配と代官」(『三浦古文化』四四、一九八八年。のち「室町期における鶴岡八幡宮の所領支配と代官」と改題して同氏「鎌倉府と関東」(一九九五年、校倉書房)に収載)も重要である。なお、自治体史で佐々目郷を総体的に扱った論述としては、筆者が目を通すことができた範囲で、丸山雍成氏「南北朝・室町時代の蔵周辺」(『蔵市の歴史 一』(一九六七年、蔵市)第二章第二節)、田代脩氏「鎌倉府の支配と動揺」(『浦和市史 通史編I』(一九八七年、浦和市)第三編第三章)、同氏「鎌倉公方と関東管領」(『川口市史 通史編上』(一九八八年、川口市)第二編第二章)、同氏「武蔵国の中世荘郷」(『在地の動向』(『新編埼玉県史 通史編二 中世』(一九八八年、埼玉県)第五章第一節・第二節)などがあったと思う。

(4) 峰岸氏d論文。  
 (5) 山田氏前掲注三論文。  
 (6) 注三参照。  
 (7) 田代氏c・d論文。峰岸氏c・d論文。なお、峰岸氏はc・d論文で、史料⑤cにみえる府中使者の糧物三十疋を三貫文とするケアレスマスを犯している。それが論の説得力をやや



弱め、次の注八のような田代氏からの再批判をうける一因ともなったと思われるが、のちd論文を前掲「中世の東国」に収載するに際しては、それを正しく三百文と訂正された。

(8) 田代氏d論文では、峰岸氏の批判を大筋で受け入れながらも、後出の史料⑤cについてはやはり「府中使者」ではなく「衆中使者」の誤記ではないかと反論された。峰岸氏は直接それに応えていないが、のちd論文をそのまま前掲「中世の東国」に収載されるなど、基本的に自説を維持されていたと思われる。この史料⑤cは応永五年の佐々目郷について検討する上で特に重要な史料であると思われるので、ここでは筆者の考えるところを簡単に述べておきたい。田代氏の論拠は三つであり、第一に史料⑤cは応永五年九月のことを述べるが、後出の史料④b、cのように九月には「衆中使節」が鶴岡社から派遣されているから、これらは一致するのではないかとということである。しかし、史料④に明らかなように、この「衆中使節」は鶴岡社で下向の糧物を支給されており、それを史料⑤cのように改めて郷役とするのはおかしいであろう。史料④と⑤cは、それぞれ他者についての記事と見なければならぬ。第二に田代氏は、史料⑤cの「入部」は「入申」ではないかとして、「府中使者」としなければならぬ論拠が失われるとされる。写真でみる限り、この部分は「入部」とも「入申」とも読めると思う。それにこだわるつもりはないが、ただ、なぜ「入申」ならば「衆中使者」になるの

か。鎌倉からの「下向」とは異なる表現が使われていることは確かであり、この点は峰岸説への反論にならないであろう。さらに第三として、たとえば後出の史料⑦のように衆中使節の費用の一部が現地の負担とされることもあるから、⑤cが「入部(申?)」糧物」を「郷役」としていることも、「衆中使者」と理解する妨げにならないとされる。しかし、史料⑦は逆に、衆中使節などの場合、鎌倉からの往路は供僧たちからの支給、在郷と復路は現地負担という区別があったことを明確にするものであるから、田代氏のような理解は成り立たない。「入部」すなわち往路の「糧物」が「郷役」となるのは、鎌倉からの「衆中使者」ではまずいのである。筆者は以上のように考えるので、峰岸氏に従って、小稿でも史料⑤cを守護使に関する史料として捉えている。

(9) 田代氏c論文。

(10) 峰岸氏c・d論文。

(11) たとえば後掲の史料⑥Ⅲ(「事書」応永二年閏七月)では「(上総国)佐坪郷為当年所務、両使(綿貫繼玄・平川祐玄)被下之」と記される。

(12) たとえば応永四年七月廿日付の関東管領兼武藏守護上杉朝宗の施行状(「東京都古代中世古文書金石文集成 第二巻 古文書編二」(一九九四年、角川書店)四六三号)は武蔵国崎西郡・足立郡内の所領について、「守御寄進状之旨、可打渡下地於黄梅院(円覚寺塔頭)雑掌」きことを「千坂越前守」

に充てて命じており、千坂越前守が武威守護代であることを示している。

(13) 峰岸氏 c・d 論文では、その事例として、鶴岡社領の上総国一野・佐坪については市原八幡宮造管料棟別を免除するよう千坂弥三郎に指示する、朝宗の奉行人武兵庫入道正忻の奉書が挙げられている〔事書〕応永四年六月。上総は犬懸上杉家が守護をつとめており、やはり被官である千坂弥三郎が守護代となっていたものであろう。

(14) 峰岸氏 c・d 論文。

(15) 丸山雍成氏は注三前掲論文において、⑤c については峰岸氏の田代氏批判は該当せず、その「府中使者」は「衆中使者」ではないかとされた。その根拠は、守護使に対してばかりでなく鶴岡社の政所や代官にも「入部」の語が用いられている、という点にあると思われる。注の中で簡単に触れられているだけで詳しい説明は省かれているが、おそらく「事書」応永六年四月に載る、佐々目郷の新任の政所が執行に対して送った書状に、自分が「入部」したあと十五日以内に任料の半分を送ると見えることを念頭に置かれているのであろう。さらに、後年の『記録』においても、寛正二年六・七月に鶴岡社の代官である肥田が関戸（吉富）郷に「入部」したと記されること、同じく寛正三年九月にも「豊嶋板橋方」が「矢古宇郷之代官」として「入部」するとの表現がなされていること、などの点をあわせて踏まえられたのかもしれない。し

かし、こうした批判には疑問が残る。まず『事書』の記述について見ると、当時の政所となる者は、鎌倉で任命されて現地へ下るのではなく、最初から現地周辺の武士が任命されていたと考えられる。その赴任は鎌倉からの「下向」ではない。近郷から佐々目郷に入るのだから、守護使と同様に「入部」とされるのは当然である。むしろこの記事は、鎌倉から下る衆中使者の「下向」、そうではない近隣からの政所や守護使の「入部」という区分をより明確にするものであろう。『記録』の寛正三年九月の記述も同様な事例と見なし得る。また、次の『記録』寛正二年六・七月の記事であるが、史料⑩のところで見ていくように、肥田は他勢力に押領されている鶴岡社領関戸（吉富）郷を回復するために、武威守護である山内上杉家の家宰である長尾景伸の援助をうけて下向し、「入部」していた。守護代も長尾の一族である。この時、関戸には「守護役并供僧中役」が懸けられており、肥田とともに長尾配下の武士たちが現地での活動主体となっていたことを推測できる。この場合の「入部」はそうした状況を踏まえて使われた語であろう。そうした考慮ぬきで、鶴岡社の代官でも「入部」の語が使われているという議論は、筆者には納得できないものである。少なくともこの記事からは、衆中の使者だけが鎌倉から下る場合にも「入部」が用いられたということとは論証できないであろう。以上のように、筆者は丸山氏の峰岸氏に対する批判は成り立ちがたいと考え、小稿でも⑤c

を守護使についての史料として扱っている。

(16) 山田氏注三前掲論文。

(17) 同前。

(18) たとえば鶴岡社から佐坪政所に「被成書下〔十月三日之処〕、それに対する「政所〔平田〕返事状云」は、十一月六日付で「抑去三日、御書下之旨、謹拝見仕了」と述べている(『事書』応永四年十一月)、というのは極端な一例であろう。十月三日付の書下が、翌月の二日になって佐坪政所の「拝見」するところとなったというのである。実際の通信に一月もかかったとは到底考えられず、十月三日に作成された書下が実際に佐坪に送られたのは、ずっとあと、十一月近くになつてからではなかつたらうか。

(19) 峰岸氏 c・d 論文。

(20) 『事書』応永五年十一月の記事に、「佐々目政所職所望事、荒居入(道)云々、此条無人之間閣之」とみえる。

(21) もっとも、この時の鶴岡社内は大分混乱していたようである。四月にまず荒居入道世富が新公文に補任されたのであるが、この人事は直ぐに鶴岡社のトップである社家(別当)の干渉によって覆され、以前に公文に在任していた中祥監寺が再び補任されたのである(『事書』応永六年四月)。

(22) 峰岸氏 d 論文。

(23) 『豊島氏とその時代』(新人物往来社、一九九八年)など、近年、中世豊島氏に関する研究は着実に積みあげられている。

(24) 峰岸氏 a 論文。

(25) 田代氏 b 論文。

(26) 丸山氏注三前掲論文。

(27) 山田氏注三前掲論文。

(28) 田代氏 b 論文。

(29) 山田氏注三前掲論文。

(30) 「未」を否定の再読文字とせず「今のところ」とする用法は、『記録』の他の部分にも見出せる。長祿三年十一月には「公方様(足利成氏)ニハ未下野御座在之」とあるが、これは翌寛正元年二月に「関東ノ公方様者、合戦打カタセ給テ、如元下野御陣御座アリ」とみえるから、「いまだに下野の陣にいらつしやる」と解さなければならぬであろう。また、同じく寛正元年二月には「京都ノ主君(足利政知)者、未豆州ニ御座在之」とも記されるが、当時政知は伊豆の堀越に留まつたままの筈であるから、これも「まだ伊豆においてになる」と訳すしかないのである。

(31) これは「未」を「いまだくせず」との再読文字と理解した読みと解釈になる。ただ、ここを「いまだ渡るものなり」と読んで、政所職が二位房の手に握られている状況の説明と見ることも可能である。勿論「弥々彼二位方得力申間、政所未渡者也」だけからならば別の解釈も可能であろうが、本文で見たような⑨、⑩の示す当時の現地状況と整合的につなげるためには、このように解釈するしかないであろう。

(32) 田代氏b論文。

(33) 山田氏注三前掲論文。

(34) 以下、長尾氏については、勝守すみ氏「関東武士研究叢書 長尾氏の研究」(一九七八年、名著出版)などを参照した。

(35) 『鶴岡叢書 第三輯 鮮明鶴岡八幡宮古文書集』(一九八〇年、鶴岡八幡宮社務所)の「鶴岡八幡宮文書」八八号。「神奈川県史 資料編三 古代・中世(三下)」(一九七九年、神奈川県)六二七六号。前掲「川口市史 古代中世資料編」一一二八号。などとして掲載されている。

(36) この時期の関戸郷をめぐる情勢については、山田邦明氏「享徳の乱と鶴岡社」(『戦国史研究』一七、一九八九年。のち「享徳の乱と鶴岡八幡宮」と改題して前掲『鎌倉府と関東』に収載)が詳しく検討されている。

(37) 名前は「記録」寛正二年十一月に載る。

(38) 筆者は、この人物について詳しい情報を持たない。ただ、山田邦明氏は前掲「室町期における鶴岡社の所領支配と代官」で、田口には直接言及されなかったが、『記録』から長祿・寛正期の鶴岡社領の代官を抽出し検討する作業を通して、鶴岡社の供僧が下向する場合のほかは、武士が各地の代官に補任されていたことを指摘されている。

(39) 田代氏b論文。

(40) 同前。

(41) 小稿は、筆者が一九八〇年代に東京都立大学の学部・大

学院の日本中世史演習で、峰岸純夫教授のご指導の下に『事書』・『記録』を講読した時の考察が基礎になっている。当時作成したメモ類は、それ以後、新たな研究に接して刺激を受けるたびに少しづつ補訂を加えていたし、また一九九一年十二月十二日には中世史研究会例会で「武蔵国佐々目郷における鶴岡八幡宮寺の直務支配の崩壊について」と題目を立て、当時の漠然とした構想を報告する機会を与えていただいたりもしていた。それらをいつかまとめる機会でもあればと、時には思わぬでもなかったが、その機会を得ぬままに今日まで時間が経ってきた。ところが、私事に紙筆を割いて恐縮であるが、昨二〇一四年の秋、筆者は歩行中に自動車にはねられ、暫く入院することを余儀無くされた。不信心者の筆者に神仏のご加護があったかは不明であるが、病院の皆さまの懇切な治療と看護、リハビリ指導のおかげで何とか回復に向かうことができた。その時、折角拾った命であれば、この機会に三十年来積み残してきた宿題にひとつの区切りをつけたいと思ひ立ち、年が明けてからの短時日に一気にまとめ直したのが小稿である。そのため随処に疎漏な部分があるとは思いますが、これが当面の筆者なりに、年来の宿題に対して出した答えのつもりである。峰岸氏からいただいた学恩に感謝申し上げるとともに、外庄によってその歴史と未来を閉じねばならなかった東京都立大学に、改めて深甚の謝意と敬意を捧げたい。